

アフィリエイトサービス事業者の 迷惑メール対策について

モバイルアフィリエイト協議会

吉越謙治

(株式会社インタースペース)

【第3回】迷惑メールWGご説明資料

1. MAC 加盟会員社一覧
2. モバイルアフィリエイト協議会
3. モバイルアフィリエイト協議会 活動内容
4. モバイルアフィリエイト協議会 健全化活動
5. 迷惑メール対策に関して

1. MAC 加盟会員社一覧 (五十音順)

- ・株式会社アドウェイズ
- ・株式会社インタースペース
- ・株式会社ディー・エヌ・エー
- ・株式会社ディマージシエア

2. モバイルアフィリエイト協議会

モバイルアフィリエイト事業者4社で構成。2009年12月設立。

【設立趣意】

- ・ユーザーが安心してモバイルコンテンツを楽しめる環境を整備し、モバイル関連業界の健全で継続的な発展を図ることを目的としております。
- ・モバイル関連業界に存在する悪意あるユーザーの不正問題の他、広告媒体運営者が大げさまたは不正確な表現を用いてコンテンツ購入を促すような事態も生じており、携帯電話事業者およびコンテンツプロバイダーにユーザーからの苦情や環境整備の要望が届いているのが現状です。
- ・モバイル関連団体や携帯電話事業者およびコンテンツプロバイダーとの協力関係の構築、悪意あるユーザーの排除とアフィリエイト広告を掲載する媒体運営者への啓発、モバイルアフィリエイト事業者の運用改善を図っていきます。
- ・また、現状の課題に留まらず、今後起こりうる問題に対しても安心・安全を整備する機関として運営していきます。

3. モバイルアフィリエイト協議会 活動内容

1) ブラックリスト媒体の共有

まずは「詐欺まがい」に請求を繰り返すコミュニティ媒体」を数媒体特定各ASPにて登録の有無を確認。登録があった場合は強制退会処分へ登録情報の共同利用に関する各種調整は終了(<http://ma-c.org/network.html>)
今後も定例会にて共有と認定を行い、ネットワークからの排除をしていきます。

2) 媒体審査ガイドライン / 審査フローの統一基準策定

2010年4月30日公開済み

◆モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準(以下、適合基準)

<http://ma-c.org/pdf/20100430-01.pdf>

◆モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準概説

<http://ma-c.org/pdf/20100430-02.pdf>

3) 各業界団体からの要請対応

携帯キャリア、モバイルコンテンツフォーラム、国民生活センター等と随時MTGを実施

4. モバイルアフィリエイト協議会 健全化活動

1) 媒体審査ガイドライン / 審査フローの統一基準策定

◆モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準

【資料②】

◆モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準概説

【資料③】

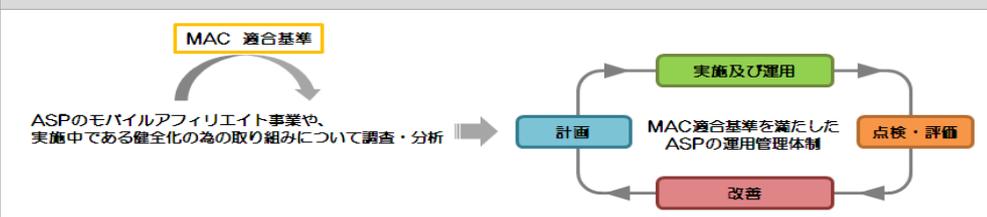


モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準について

MACは、モバイル分野におけるアフィリエイトサービスプロバイダー（以下「ASP」という。）の事業健全化に資する一定の基準として、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準（以下「適合基準」という。）を策定いたしました。

MAC加盟を希望するASPは、適合基準を用いて、自らのモバイルアフィリエイト事業運用管理体制を計画、実施及び運用、点検・評価、改善するとともに、当該運用管理体制が適合基準を満たしていることを自らまたは外部組織により確認します。また、MAC加盟のASPは、この適合基準を遵守し、モバイルアフィリエイト事業の健全化を推進することが求められます。従って、MACにおける入会審査・定期審査は、ASPのモバイルアフィリエイト事業運用管理体制が適合基準を満たしていることを審査するもので、ASPが取り扱う広告や媒体全ての健全性について保証するものではありません。

MACは、MAC加盟ASPのモバイルアフィリエイト事業運用管理体制が、適合基準の要求事項全てを満たしている事を求めています。このことは、適合基準の要求事項である「計画」、「実施及び運用」、「点検・評価」、「改善」の4分類全てを満たすマネジメントシステムを確立、維持することによるASPの事業健全化の推進を目的としています。



2) 第三者機関を利用したASPの健全性促進を実施

▽MAC内の審査基準の有効性

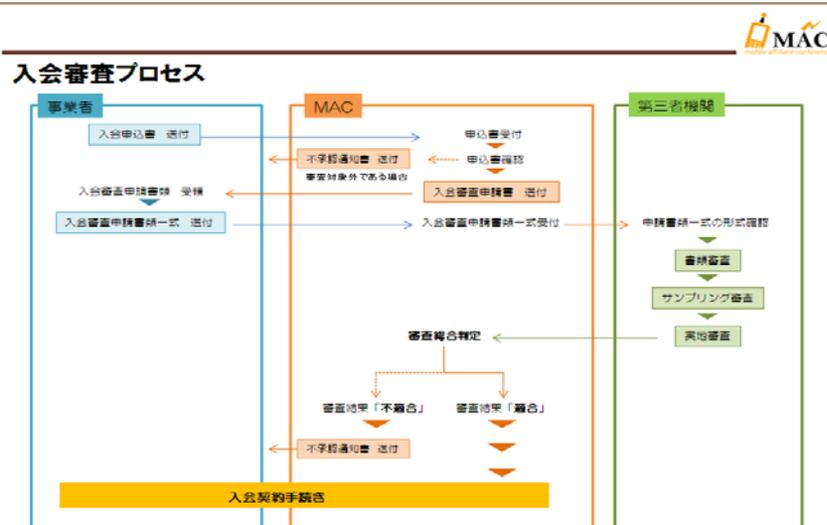
第三者機関による適合基準チェックにより担保

▽MAC会員の媒体健全性の有効性

第三者機関によるMAC入会前(実地審査あり)及び入会後の継続チェックにより、MAC会員の媒体健全性を継続担保

▽申請ASP事業情報の情報漏洩防止

入会申込・審査結果以外は第三者機関と申請者が直接やり取りし、MACへ情報は開示されず秘匿性を担保



5. 迷惑メール対策に関して

■現況

・法規違反(迷惑メールを含む)に関する審査及び対応を実施しております。

⇒内容は以下となります。

【資料③】モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準概説内

【2.1モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体審査基準について】

【2.2モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体審査水準について】

■今後の活動内容

①迷惑メールWGへの協力及び依頼対応

各行政団体、業界団体、キャリアとの窓口を継続し努めます。

②モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準への

迷惑メールに関する記述追加を検討します。

③迷惑メール防止キャンペーンの企画・実施を検討します。

(JASK-MAC連合、またはMAC単体で実施)

モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準

<2010年04月>

モバイルアフィリエイト協議会

<<http://ma-c.org/>>

目次

ページ

はじめに	1
1 適用範囲	2
2 用語定義	2
3 要求事項	2
3.1 一般要求事項	2
3.2 計画	2
3.2.1 運用方針	2
3.2.2 モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査に関する審査基準の整備	3
3.2.3 調査・分析及び対策	3
3.2.4 内部規程の整備	3
3.2.5 体制の確立	3
3.3 実施及び運用	3
3.3.1 モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査	3
3.3.1.1 媒体主登録時審査	3
3.3.1.2 媒体登録時審査	3
3.3.1.3 登録媒体審査	4
3.3.1.4 外部情報による審査	4
3.3.2 外部情報への対応	4
3.3.3 意思決定機関の設置	4
3.3.4 委託先の監督	4
3.3.5 教育	4
3.3.6 文書管理	4
3.3.7 記録管理	4
3.4 点検・評価	4
3.4.1 運用点検	4
3.4.2 評価	4

3.5	改善	5
3.5.1	取組みの見直し	5
3.5.2	指摘による是正対応.....	5

はじめに

モバイルアフィリエイト協議会（以下「MAC」という。）は、健全なモバイル関連業界の継続的発展のために、悪意あるユーザーを排除し、モバイルコンテンツ市場の健全化を促進し、更に発展させるべく、モバイルアフィリエイト事業者に対し事業の運用管理体制の整備を求めてまいります。

本基準は、モバイルアフィリエイト事業者の運用管理体制につき計画、実施及び運用、点検・評価、改善するためのモデルを提供することを目的として作成したものであります。

1 適用範囲

モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準(以下、「本基準」という。)は、MACの会員に求められるモバイルアフィリエイト事業の運用管理体制について要求事項を規定するものです。

事業者は、本基準を用いて、自らのモバイルアフィリエイト事業運用管理体制を計画、実施及び運用、点検・評価、改善するとともに、当該運用管理体制が本基準を満たしていることを自らまたは外部組織により確認するものとします。

2 用語定義

事業者

MAC入会申込を行ったモバイルアフィリエイト事業を営む法人、その他団体及び個人。または、MAC会員。

媒体主

事業者のモバイルアフィリエイトサービスを利用するユーザー。

文書

モバイルアフィリエイト事業の運用管理体制において、参照されることを前提として作成されたもの及び実務の証跡を記録する雛型。

記録

モバイルアフィリエイト事業運用管理体制の実務を行った証跡となるもの。

モバイルアフィリエイト事業従事者

事業者のモバイルアフィリエイト事業に従事している者。(事業者の雇用関係にある者、役員、および派遣社員、委託先等も含む。)

モバイルアフィリエイト事業管理責任者

モバイルアフィリエイト事業運用管理体制を管掌する責任者、またはモバイルアフィリエイト事業運用管理体制の実施及び運用に関する責任及び権限をもつ者。

評価員

モバイルアフィリエイト事業運用管理体制を評価及びその報告を行う責任及び権限をもつ者。

3 要求事項

3.1 一般要求事項

事業者は、本基準を満たすモバイルアフィリエイト事業運用管理体制を計画、実施及び運用、点検・評価、改善しなければならない。

3.2 計画

3.2.1 運用方針

事業者の代表者またはモバイルアフィリエイト事業管理責任者は、モバイルアフィリエイト事業の健全化のために、自ら整備する運用管理体制について理念を明確にした運用方針を定めなければならない。また、当

該運用方針は文書化するとともに、モバイルアフィリエイト事業者への周知及び一般公開すること。

3.2.2 モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査に関する審査基準の整備

事業者は、モバイルアフィリエイト事業で取り扱う媒体主と媒体の審査に関する審査基準を整備しなければならない。尚、事業者の審査基準は本基準を満たすものでなければならない。

3.2.3 調査・分析及び対策

事業者は、モバイルアフィリエイト事業で取り扱う媒体主及び媒体について、事業者の内部規程に基づいた調査を実施するとともに、その結果を分析し、必要な対策を講じ、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制が本基準を満たす状態を維持すること。

3.2.4 内部規程の整備

事業者は、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制の計画、実施及び運用、点検・評価、改善について、次に示す事項を含む方針、体制、運用を規定した文書を作成し、維持すること。

- a) モバイルアフィリエイト事業者の体制及び権限と責任に関すること。
- b) 取り扱う媒体主及び媒体の審査基準、審査方法に関すること。
- c) 取り扱う媒体主及び媒体の審査手順に関すること。
- d) 取り扱う媒体主及び媒体の審査結果記録の作成、管理、報告に関すること。
- e) 取り扱う媒体主及び媒体の審査において問題を確認した場合における媒体主への対応に関すること。
- f) 関係法令の遵守に関すること。
- g) 機密情報の管理に関すること。
- h) 外部関係機関からの情報や一般からの通報、問い合わせ対応に関すること。
- i) モバイルアフィリエイト事業者の教育に関すること。
- j) モバイルアフィリエイト事業運用管理体制における文書・記録の作成、管理に関すること。
- k) モバイルアフィリエイト事業運用管理体制の実施及び運用の点検・評価に関すること。
- l) モバイルアフィリエイト事業運用管理体制の見直しに関すること。

3.2.5 体制の確立

事業者は、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制の計画、実施及び運用、点検・評価、改善に不可欠な体制を用意すること。

3.3 実施及び運用

3.3.1 モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査

事業者は、モバイルアフィリエイト事業において取り扱う媒体主及び媒体の審査について、その手順を明確にし、確実に実施しなければならない。

3.3.1.1 媒体主登録時審査

事業者は、媒体主登録時に媒体主の信用調査を行い反社会性を有していないことを審査しなければならない。

3.3.1.2 媒体登録時審査

事業者は、媒体登録時に媒体主からの媒体登録情報をもとに、媒体を目視にて全件審査し、問題のある媒体には、適切な対応を行わなければならない。

3.3.1.3 登録媒体審査

事業者は、媒体登録後も審査基準で定めた審査対象媒体を目視にて審査し、問題のある媒体には、適切な対応を行わなければならない。

3.3.1.4 外部情報による審査

事業者は、警察照会、外部関係機関からの連絡、また一般からの通報や問い合わせ等にて、審査が必要と判断した媒体を目視にて審査し、問題のある媒体には、適切に対応を行わなければならない。

3.3.2 外部情報への対応

事業者は、一般からの通報、問い合わせを受け付ける窓口を設置、維持するとともに、通報、問い合わせへ適切に対応しなければならない。また、事業者は、警察や外部関係機関等と情報共有が必要な場合には適切に対応すること。

3.3.3 意思決定機関の設置

事業者は、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制が本基準を満たす適切な状態を維持するために必要な対応等を検討する為の意思決定機関又は会議体を設置し、定期的に会合を開催しなければならない。当該機関又は会議体には、モバイルアフィリエイト事業管理責任者の参加が必要である。

3.3.4 委託先の監督

事業者は、モバイルアフィリエイト事業に関する業務の全部または一部を外部委託する場合、その委託先にて、事業者の内部規程に定めるところと同等の業務が実施されるよう委託先選定に十分配慮し、委託先に対して必要な監督を行わなければならない。また事業者は、当該委託先も含め、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制が本基準を満たす適切な状態を維持しなければならない。

3.3.5 教育

事業者は、モバイルアフィリエイト事業従事者に対し、定期的に適切な教育を実施すること。

3.3.6 文書管理

事業者は、本基準で定めた文書を時点情報付きで作成し、適切に管理すること。

3.3.7 記録管理

事業者は、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制における実務記録を時点情報付きで作成し、適切に管理すること。

事業者は、モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査に関する記録を作成し、適切に管理すること。

3.4 点検・評価

3.4.1 運用点検

事業者は、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制が、適切に運用されているか否か、当該事業に関わる各部署において定期的に点検しなければならない。

3.4.2 評価

事業者は、評価員を選定し、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制が本基準を満たしているか定期的に評価しなければならない。

3.5 改善

3.5.1 取組みの見直し

事業者の代表者またはモバイルアフィリエイト事業管理責任者は、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制が本基準を満たした状態を維持するために、次に示す事項を考慮し定期的に見直すこと。

- a) 関係法令等の改正。
- b) 外部関係機関等の情報。
- c) 運用点検や評価による報告。
- d) 技術の進歩、社会情勢の変化。
- e) モバイルアフィリエイト事業従事者からの改善提案。

3.5.2 指摘による是正対応

事業者は、MAC からのモバイルアフィリエイト事業運用管理体制に関する指摘通知に対応するため、次に示す事項を含めた手順と体制を確立するとともに、適切な是正対応を実施、維持すること。

- a) 指摘通知内容を確認すること。
- b) 指摘通知箇所に関して原因を特定し、対応策を立案すること。
- c) 対応期限を定め、適切に是正対応を実施すること。
- d) 対応結果について記録を作成すること。
- e) 対応結果の有効性を確認すること。

モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準 概説

<2010年04月>

モバイルアフィリエイト協議会
<<http://ma-c.org/>>

目次

ページ

1	運用方針について	1
2	モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体審査に関する審査基準の整備について	2
2.1	モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体審査について	2
2.2	モバイルアフィリエイト媒体主及び媒体審査水準について	4
3	内部規程の整備について	4
4	モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体審査の実施について	6

本概説は、モバイルアフィリエイト協議会（以下「MAC」という。）が策定したモバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準の一部を構成する概説を提示するものである。

概説とは、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準の一部の要求事項に関して充足すべき最低水準や記載サンプルを示すものである。

本概説は、今後の社会的環境の変化、通信技術の発展、運用状況を踏まえ、充足すべき水準の変更、項目の追加等を適宜見直し、改正するものとする。

1 運用方針について

本項目は、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準 3.2.1 に関連して事業者の代表者またはモバイルアフィリエイト事業管理責任者が、自らのモバイルアフィリエイト事業運用管理体制について運用方針「モバイルアフィリエイト事業に関する運用方針」を定め公開する際の様式である。モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準の 3. 要求事項の 3.2 計画、3.3 実施及び運用、3.4 点検・評価、3.5 改善を充足する運用管理体制を確立し、維持、改善することを、以下の体裁に従い、各事業者独自の方針を盛り込みつつ、表現することを求める。

モバイルアフィリエイト事業に関する運用方針

株式会社〇〇〇〇（以下「当社」という。）は、モバイルアフィリエイトサービス（以下「本サービス」という。）の運営に当たり、健全維持のために運用管理体制を整備するとともに、本体制が、モバイルアフィリエイト協議会（略称「MAC」）が定めたモバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準を満たした状態を維持すべく、次の通り運用方針を定めております。

1. 基本方針に関して

当社は、本サービスの健全化のために、当社が適切と考える利用規約を制定し、会員登録時には利用規約への同意をいただいております。また、悪意あるユーザーの排除等の目的のため自社審査基準を定めております。

2. 運用体制に関して

当社は、本サービスの健全化のために、当社が適切と考える自社審査基準、組織体制、対応手順、及びノウハウ共有制度を設定し、媒体審査を実施しております。

3. ユーザー対応に関して

当社は、本サービスの健全化のために、問合せ対応窓口（外部からの問合せ対応を含む）を設置し、当社が適切と考える手順等を定めて対応しております。

4. 啓発・教育に関して

当社は、本サービスにおいて利用者向けに、FAQ、How to、及び用語集等を設置し、利用者に健全なサービス利用を広める取り組みを行っております。

XXXX 年 XX 月 XX 日

株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇

《モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準 概説2（基準3.2.2）》

2 モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査における審査基準の整備について

本項目は、事業者が行うモバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査における審査基準の整備について、審査基準で最低限充足すべき審査の基本原則と審査水準を示すものである。

2.1 モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査基準について

事業者が整備する審査基準は、次に示す各審査区分と満たすべき要件及び該当媒体主及び媒体への対応を全て含んだものであること。

No.	審査区分	満たすべき要件	該当媒体主及び媒体への対応
1	新規媒体主登録時審査 (反社会性抵触審査)	<p>【対象】 該当媒体主全件</p> <p>【フロー】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人媒体に対して記事検索を行う。 2. 疑わしいと思われる企業に関しては「日経テレコン」「帝国データバンク」等も使用する。 <p>【頻度】都度実施</p>	問題があった場合には、入会不可とする。
2	新規媒体登録時、追加媒体登録時審査 (登録時媒体審査)	<p>【対象】 該当媒体全件</p> <p>【フロー】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規媒体登録、または追加媒体登録時に目視にて登録情報をもとに媒体を全件確認する。(目視確認は第二階層目まで) 2. 審査基準に従い、問題のある媒体には適切な対応を行う。 <p>【頻度】都度実施</p>	事業者の審査基準に従い対応する。
3	登録媒体審査 (媒体報酬額による媒体審査)	<p>【対象】 1ヶ月間の媒体主報酬が5,000円を超えた媒体主の全登録媒体</p>	事業者の審査基準に従い対応する。

		<p>【フロー】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象媒体について不適切語句チェックを行い、抽出された媒体を目視にて審査する。(目視確認は第二階層まで) 2. 審査基準に従い、問題のある媒体には適切な対応を行う。 <p>【頻度】3ヶ月に一度</p>	
	(登録情報変更に伴う媒体審査)	<p>【対象】</p> <p>登録情報変更媒体(URL等の変更)</p> <p>【フロー】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 登録情報変更媒体を抽出する。 2. 抽出した媒体を目視にて審査する。(目視確認は第二階層まで) 3. 審査基準に従い、問題のある媒体には適切な対応を行う。 <p>【頻度】都度</p> <p>【その他】口座番号の変更回数等についても審査基準で定め、目視確認の対象とする。</p>	事業者の審査基準に従い対応する。
4	外部情報による審査 (警察照会等をもとにした審査)	<p>【対象】</p> <p>警察照会/外部関係機関からの連絡・問い合わせで審査が必要と判断した媒体</p> <p>【フロー】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報をもとに、当該媒体を目視にて審査する。 2. 審査基準に従い、問題のある媒体には適切な対応を行う。 3. 審査結果の情報共有が必要な場合には適切に連絡を行う。 <p>【頻度】都度</p>	事業者の審査基準に従い対応する。
	(一般通報等をもとにした審査)	<p>【対象】</p> <p>一般通報/問い合わせ等で審査が必要と判断した媒体</p>	事業者の審査基準に従い対応する。

		【フロー】 1. 情報をもとに、当該媒体を目視にて審査する。 2. 審査基準に従い、問題のある媒体には適切な対応を行う。	
		【頻度】 都度	

2.2 モバイルアフィリエイト媒体主及び媒体の審査水準について

審査担当者によるモバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査において、適式性を判断できる審査水準を作成すること。

審査水準は次に示す事項を含んだものであること。

- a) 法規違反となる事象ならびにその具体的な方法や事象自体を誘引・誘発・助長・ほう助する情報・描写を含む媒体については利用を停止する。
- b) 暴力、自殺、いじめ、誹謗中傷等ならびにその具体的な方法や事象自体を誘引、誘発、助長、ほう助する情報・描写を含む媒体については利用を停止する。
- c) インターネット異性紹介サイトやアダルトコンテンツ提供サイト等でコンテンツの閲覧や利用に広告等の登録を条件としている媒体については利用を停止する。
- d) MAC が定める事項に該当する媒体については利用を停止する。

《モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準 概説 3（基準 3.2.4）》

3 内部規程の整備について

本項目は、事業者がモバイルアフィリエイト事業運用管理体制に必要な計画、実施及び運用、点検・評価、改善について作成する文書で、最低限含めなければならない事項と構成を示すものである。

事業者は、次に示す事項に基づき内部規程の文書を時点情報付きで作成し、維持することを求める。

- a) モバイルアフィリエイト事業従事者の体制及び権限と責任に関することとして、先ずモバイルアフィリエイト事業管理責任者、評価員を定め、モバイルアフィリエイト事業従事者全体の組織体制図を作成すること。また組織体制図の構成に合わせて権限と責任がわかる業務分担概要の文書を作成すること。
- b) 取り扱う媒体主及び媒体の審査基準、審査方法に関することとして、審査基準、審査帳票(雛型)、審査方法等、審査を実施する上で必要な文書を作成すること。

- c) 取り扱う媒体主及び媒体の審査手順に関することとして、組織体制図の構成に合わせ、審査担当や報告先がわかる文書を作成すること。
- d) 取り扱う媒体主及び媒体の審査結果記録の作成、管理、報告に関することとして、その方法がわかる文書を作成すること。
- e) 取り扱う媒体主及び媒体の審査において問題を確認した媒体主への対応に関することとして、モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査において、事業者の審査基準を満たさない問題点を確認した当該媒体主への対応方法、対応期限等に関する文書を作成すること。
- f) 関係法令の遵守に関することとして、どのように法令遵守を行うか、その方針、体制、運用を規定した文書を作成すること。
- g) 機密情報の管理に関することとして、モバイルアフィリエイト事業で取り扱う機密情報管理の方針、体制、運用を規定した文書を作成すること。
- h) 外部関係機関からの情報や一般からの通報、問い合わせ対応に関することとして、その方針、体制、運用方法を規定した文書を作成すること。
- i) モバイルアフィリエイト事業従事者の教育に関することとして、当該従事者へモバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準と本概説の内容を周知し、また実施するモバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査について当該従事者間でノウハウ共有を行えるように、その方針、体制、運用を規定した文書を作成すること。
- j) モバイルアフィリエイト事業運用管理体制における文書・記録の作成、管理に関することとして、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準と本概説で定めた文書及び記録を時点情報付きで作成し、適切に管理する為に、その方針、体制、運用方法を規定した文書を作成すること。
- k) モバイルアフィリエイト事業運用管理体制の実施及び運用の点検・評価に関することとして、自らの運用管理体制がモバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準を満たしているか、各部署の定期的な点検及び評価員の評価について、その方針、体制、運用方法を規定した文書を作成すること。
- l) モバイルアフィリエイト事業運用管理体制の見直しに関することとして、事業者の取り組みが、常にモバ

イルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準と本概説を充足し適切な状態を維持するため定期的に見直しを実施できるよう、その方針、体制、運用方法を規定した文書を作成すること。

《モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準 概説 4（基準 3.3.1）》

4 モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査について

本項目は、モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査について、最低限充足すべき基本原則を示すものである。

事業者は、アフィリエイト広告媒体主及び媒体について、事業者が審査基準で定めた審査を必ず実施すること。

※審査を実施した際には必ず審査内容、審査期日が記載された記録を作成すること。